

「第2期滋賀県教育振興基本計画(素案)」に対して 提出された意見・情報とそれらに対する考え方について

1. 県民政策コメントの実施結果

平成25年(2013年)9月13日(金)から10月15日(火)までの間、滋賀県民政策コメントに関する要綱(平成12年滋賀県告示第236号)に準じ、第2期滋賀県教育振興基本計画(素案)についての意見・情報の募集を行った結果、25人(団体、市町含む)から75件の意見・情報が寄せられました。これらの意見・情報については、内容ごとに整理し、それらに対する考え方を示しています。

なお、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものと なっています。

2. 提出された意見・情報の概要

提出方法	人数
メール・しがネット受付サービス	24
郵送・FAX	1
合計	25

3. 提出された意見・情報の内訳

	項目	件数
概要	概要版にかかるもの	1
基本計画	計画素案全般に関するもの	3
	「はじめに」関係	0
	「第1章 滋賀の教育をめぐる現状と課題」関係	13
	「第2章 第1期計画の成果と課題」関係	13
	「第3章 滋賀の教育が目指す姿」関係	4
	「第4章 今後5年間に実施する施策と重点取組」関係	23
	柱1 子どものたくましく生きる力を育む	13
	柱2 子どもの育ちを支える環境をつくる	4
	柱3 すべての人が共に育ち、社会を創る生涯学習を振興する	0
	重点課題への取組	2
	ライフステージごとの重点取組	4
「第5章 計画の推進のための方策」関係	0	
指標関係	16	
その他	その他	2
意見・情報 総数		75

第2期滋賀県教育振興基本計画(素案)に対して提出された意見・情報に対する考え方(県民御意見)

番号	頁	項目 No.	小項目 No.	意見・情報等(概要)	意見に対する考え方
○ 素案概要に関するもの					
1				ライフステージごとの重点取組の中の「学校(幼稚園・保育所)」という表記について、括弧をとったほうがよいのではないか。	御意見のとおり修正します。 なお、認定こども園を追記します。
○ 計画全般に関するもの					
2				80ページを超える内容であり、より多くの者が目を通すことができるよう、各項目毎のキーワードを強調(ゴシック体や太字にする等)し、視覚に訴えるような工夫が必要ではないか。	計画が読みやすいものとなるよう、工夫していきます。
3				「持つ」の使用について、文科省も手に持つ以外は「もつ」にしているように認識している。	県においては、「持つ」という表現について御指摘の点に限らず広く使用していることから、現行のとおりとします。
4				「○」印で記述してある箇所は、箇条書きと考えるが、文頭に「一方、」、「また、」、「さらに、」などの記述は、分かりにくいのではないか。	○印は、一定の内容のかたまりを示すため付しております。文章間の内容について相互の関係を示すため、必要に応じ接続詞を使用しており、現行のとおりとします。
○ 「はじめに」関係					
○ 「第1章 滋賀の教育をめぐる現状と課題」関係					
5	4	1	(2)	「グローバル人材」という単語の意味が伝わりにくいのではないか。「グローバルな視点や価値観をもった人材」とされてはどうか。	「グローバル人材」という語は、国の教育振興基本計画においても使われております。文部科学省の「産学官によるグローバル人材の育成のための戦略」(平成23年4月)においては、グローバル人材を「世界的な競争と共生が進む現代社会において、日本人としてのアイデンティティを持ちながら、広い視野に立って培われる教養と専門性、異なる言語、文化、価値を乗り越えて関係を構築するためのコミュニケーション能力と協調性、新しい価値を創造する能力、次世代までも視野に入れた社会貢献の意識などを持った人間」と定義されており、現行のとおりとします。
6	5	1	(2)	「多くの情報の中、」という表現では伝わりにくいのではないか。「多くの情報の中から」とされてはどうか。	御意見のとおり修正します。
7	5	1	(2)	外国人には子どもを就学させる義務が課されていないため、保護者の考え方によっては子どもが不就学となる場合や継続的な教育を受けていない場合がある。また、就学義務がないため、実態調査も積極的に行われていない現状がある。子どもの教育を受ける権利が保証されるよう、保護者への理解を促すとともに、実態把握が重要である。文部科学省の外国人の子どもの不就学実態調査結果(平成17年～平成18年)では滋賀県の不就学の子どもの数は57人と掲載されおり、本計画では17名(平成24年)と一40名と減少傾向にある。帰国による減少か対応がなされた結果によるものであるか不明であるが、定期的な調査を実施されているのであれば調査名についても明記して頂きたい。また、不就学の外国人の子どもについて、数の確認に留まらず、県としてどのようなお考えであるかについても言及頂きたい。	御意見を踏まえ、調査名を下記のとおり追記します。 「…就学していない子どもは、『日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍および指導状況等調査』によると、平成24年5月1日現在において…」 県としての考えについては、これまでの成果と課題としてp.16第2章1-1(6)外国人児童生徒への学習支援の項、およびp.49(2)に記載した内容に含まれていると考えていますので現行のとおりとします。

番号	頁	項目 No.	小項目 No.	意見・情報等(概要)	意見に対する考え方
8	6	2	(1)	東日本大震災に関連して、有事の際の教職員についての記述が必要ではないか。災害発生時に、子どもの被災を最小限にするために、教職員の災害関連知識の習得、学校施設等の点検が必要ではないか。	本項は東日本大震災による教訓等について大きく捉まえたものであり、御意見の趣旨については、p.58第4章柱2-3(2)(3)に記載していることから、現行のとおりとします。
9	6	2	(2)	「平成23年の大津市のいじめ事案」については、滋賀県全体の状況について記載すべきではなか。	御意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 「平成23年の本県におけるいじめ事案を」
10	8	3	(1)	子どもの学力・学習状況を把握する基準として「全国学力・学習状況調査」をあげているところに問題がある。自民党政権によって悉皆調査とされたが、これで本当の意味での学力が測れるのか。また、都道府県別に比較することに何の意味があるのか。大阪市教委が学校別の成績順位を発表すると報道されたばかりだが、都道府県別の成績を並べて一喜一憂する姿も根本問題は同じだ。全国学力テストの結果だけにとらわれない学力観が必要ではないか。	全国学力・学習状況調査は、教育施策の改善や、児童生徒の全般的な学習状況等の改善につなげることを目標として実施しているものです。 なお、学力調査だけでなく、教育基本法や学習指導要領も踏まえ、学力をとらえていますので、現行のとおりとします。
11	9	3	(3)	小中学校の学校づくりという視点が必要ではないか	御意見を踏まえ、1項目目を下記のとおり修正します。 「○小中学校においては、児童生徒に応じたきめ細かな指導を組織的に行うとともに、学校や地域の実態を踏まえ、地域の人材や自然や歴史・文化を生かした特色のある教育活動を進める必要があります。」 また、これに関連してP52第4章柱2-1(1)1項目目の「生徒」を「児童生徒」に改めます。
12	10	3	(4)	学校教育法施行令の一部改正に伴う文言の整理 平成23年8月の障害者基本法改正以降の動きが、記されていないのではないか	H25.9.1施行の学校教育法施行令が法の趣旨を受けたものであり、法の趣旨について既に盛り込まれておりますので、現行のとおりとします。

番号	頁	項目 No.	小項 目No.	意見・情報等(概要)	意見に対する考え方
13	10	3	(4)	<p>「特別支援学校に在籍する児童生徒の増加等に対する教育環境の整備が重要」との課題認識を示されているが、H24.10に示された対策案では、校舎の増築が効果的な対策だとは思えない。</p> <p>湖南地域に新しい養護学校は必須。</p>	<p>特別支援学校における児童生徒増加への対応については、p.48第4章柱1-5(1)特別支援教育の推進に記載しておりますとおり、将来の在籍児童生徒数を予測しながら取りまとめた「児童生徒増加への対応策」を進めるとともに、障害のある児童生徒の教育環境やインクルーシブ教育システムの構築等に向けて、「望ましい特別支援教育のあり方」を検討し、様々な障害種別や児童生徒の教育的ニーズに対応できる体制づくりや学校間連携を推進していくこととしていますので、現行のとおりとします。</p>
14	10	3	(4)	<p>「インクルーシブ教育」は、「障害のある子どもが障害のない子どもと共に学ぶ仕組み」ととらえられているが、その仕組みが先にありきではない。障害のある子どもない子ども、どの子ども教育から排除されることなく、その子の必要に応じた教育が準備されることが必要だとされている。そのためには、教育環境の整備は大きな課題であり、現在の滋賀の貧しい(施設設備的にも、人的配置の面でも、教材、学習経験の保障など)教育環境からすると、飛躍的な努力が必要であることを明文化し、改善に努力することが必要であると考える。「重要な課題」どころではないし、教育環境の幅を狭くとらえないように。</p> <p>「本県における望ましい特別支援教育の在り方」「多様で柔軟な学びやきめ細やかな指導の充実…」を実現することを課題とする以前に、現状認識として、児童生徒の安全確保で手いっぱいの大規模化過密化、さらに教員の人手不足となっていること、すなわち子どもたちの教育を受ける権利が侵されているのではないかということ、そういった次元に立っていただきたい。現状から導き出された課題とは到底考えられない。特別支援学校の教育環境の整備は重要かつ緊急の課題。</p> <p>これまでにとりまとめられた「児童生徒増加への対応策」は、各校の実際の児童生徒増加とは、数字的にもずれたもので、それぞれの学校が抱えている児童生徒増による課題の解決にはつながらず、より一層のつめこみ、過密化や教員不足、施設設備の不足を助長することにつながっている。200名、300名を越えた大規模学校自体が、障害を持った子どもたちの学校規模としては不適切。特別支援学校の適正規模という観点からの対応策へ転換してほしい。根本的な解決策は新設養護学校の設置しかないので、その方向での課題解決を検討してほしい。</p>	

番号	頁	項目 No.	小項目 No.	意見・情報等(概要)	意見に対する考え方
15	10	3	(4)	特別支援学校に通う児童生徒数の急増に伴い、学校の分割・新設が喫緊の課題だ。インクルーシブ教育の理念を否定するわけではないが、それを理由に支援学校の教育条件整備を行わないとするなら、大きな間違いだ。少なくとも現在、支援学校で学んでいる多くの児童生徒に対する教育条件整備はなされなければならない。教室不足や教員不足の改善を強く求める。また、通常学校に通う支援の必要な子どもたちに対する教育条件整備も全然進んでいない。通常学級における、支援学校や通級教室等においても、しかるべき条件整備がされた上で、選択できるのが真のインクルーシブ教育だ。高等学校に通う発達障害の生徒たちに対する少人数学級導入など、実効性のある対策を早急にとるべきだ。	特別支援学校における児童生徒増加への対応については、p.48第4章柱1-5(1)特別支援教育の推進に記載しているとおり、将来の在籍児童生徒数を予測しながら取りまとめた「児童生徒増加への対応策」を進めるとともに、障害のある児童生徒の教育環境やインクルーシブ教育システムの構築等に向けて、「望ましい特別支援教育のあり方」を検討し、様々な障害種別や児童生徒の教育的ニーズに対応できる体制づくりや学校間連携を推進していくこととしておりますので、現行のとおりとします。また、教員数については、法律の定めに基づき適切に対応してまいります。高等学校においても、特別支援教育を推進するための非常勤講師を措置するなど、必要に応じて支援を行っております。
16	11	3	(5)	(5)は家庭・地域の連携が見出しとなっているが、連携を述べる前に、「家庭の教育力」「地域の教育力」について言及すべきである。 (5)家庭の教育力 (6)地域の教育力 (7)学校と家庭・地域の連携	御意見を踏まえ、(5)1項目目に下記のとおり追記し、家庭や地域の教育力について言及することとします。 「○ 少子化や核家族化、都市化、情報化等の社会経済の変化や、人間関係の希薄化、地域における地縁的なつながりの希薄化などにより、地域社会や家庭における教育力が低下していることが指摘されています。」
17	12	4	—	滋賀らしい教育の一層の推進に、下記のこと書いてはどうか。 ○びわ湖ホール舞台芸術公演、近代美術館、陶芸の森等の芸術体験プログラム ○環境教育の記述が少ないので、強調すべき。(あおいびわ湖活用、エコスクール、ビオトープ)	御意見を踏まえ、(1)2項目目に環境教育にかかる記載を追加します。 なお、びわ湖ホール舞台芸術公演等については、p.20第2章1-2(7)において記載しておりますので、現行のとおりとします。
○「第2章 第1期計画の成果と課題」関係					
18	14	1-1	(1)	国は、「子ども・子育て支援法等に基づく新たな制度の構築により、質の高い幼児教育・保育を総合的に提供するための更なる条件整備を図る。」としていることから、幼稚園との連携だけでは不十分。 幼児教育・保育の総合的提供の一層の推進という流れの中、小学校就学前教育段階に関わる教職員との意見交換や合同研修の促進が求められるため。 「幼小の教職員が…」→「幼稚園、保育所、認定こども園等の教職員が…」に修正してはどうか。	御意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 「…のために、 <u>幼稚園、保育所、認定こども園等の教職員および小学校教員が教育内容に…</u> 」
19	15	1-1	(2)	小中学校における課題解決的学習・探求的な学習の充実という視点が必要ではないか。全国学力学習状況調査結果もふまえて、この点が最も重要な指針になるかと思われる。	御意見を踏まえ、1項目目を下記のとおり修正します。 「各学校がより一層課題解決的な学習や探求的な学習が充実できるよう、 <u>今後も指導計画の…</u> 」

番号	頁	項目 No.	小項 目No.	意見・情報等(概要)	意見に対する考え方
20	16	1-1	(6)	<p>文部科学省は平成24年に「日本語指導が必要な児童生徒を対象とした指導のあり方に関する検討会議」において、日本語指導が必要な児童生徒へ「特別の教育課程」として日本語指導を教育課程に位置づける検討案を報告している。県としても外国人住民の定住化・永住化を視野に入れ、国への要望を含めた具体的な支援内容について記載頂きたい。</p> <p>公立学校における外国人の子どもの受入れ体制や初期対応指導、日本語教室の整備については、地域や学校において受けられる指導環境に差があることからその差の解消に努めて頂き、教育現場への支援をお願いしたい。</p> <p>加配教員については外国人児童生徒の数により割り当てとなる教員の数が決定されるが、学校現場のニーズに応じた対応ができるよう数を増やして頂きたい。</p> <p>日常生活で使用する生活言語と学習するために必要な学習言語能力は異なるため、在籍年数に関わらず、継続的な日本語指導の支援が必要である。特に高校進学を目標とする場合は、日本語指導だけでなく、受験対策を含む教科指導や統合学習といったサポートも必要となる。滋賀県においては希望する外国人児童生徒への高校入試の特別措置がとられているが、進学の可能性を広げるための具体的なサポートや連携の内容についても記載頂きたい。</p> <p>また、滋賀県立愛知高等学校への外国人子弟の特別入学を導入されたい。</p> <p>文部科学省が実施した「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査(平成22年度)」では日本語指導を必要とする外国人児童生徒数は中学校8,012人、高等学校1,980人と発表されている。このことから外国人児童の高校進学率は日本人の児童生徒と比較するとかなり低い。本町においても現在、中学校には11名の外国籍児童が在籍しているが、学習言語の習得が不十分なために授業についていくことができず、高校進学が難しい生徒も多数いる。また、学校現場では他の生徒への指導や支援にも追われており、外国人児童に特化した指導や支援を十分に行うことができない状況にある。</p>	<p>具体的な支援内容については、p.16(6)外国人児童生徒への学習支援の項、およびp.49第4章柱1-5(2)に記載しております。</p> <p>これまでから、日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍数が多い学校に対して、日本語指導・生活指導の対応にかかる加配措置を行っております。</p> <p>日本語指導が必要な外国人児童生徒が在籍している、上記以外の学校を中心に、在籍人数により県費による非常勤講師を派遣し、支援の拡大に努めているところです。今後の方策についてはp.49第4章柱1-5(2)に記載しております。</p> <p>愛知高等学校への外国人児童生徒の日本語指導が必要な外国人児童生徒の特別入学にかかる御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

番号	頁	項目 No.	小項目 No.	意見・情報等(概要)	意見に対する考え方
21	16	3	(5)	<p>・現行計画p.22の「国際教育の推進」には、「自国の伝統・文化に根ざした自己の確立を図るとともに、…国際社会に貢献する人づくりを進めます。」と掲げられている。今回の素案の中では、「～(そうした)態度や能力の育成に努める必要があります」と依然として課題のままとなっており、成果が挙げられていないのは残念である。</p> <p>・「国際教育≠英語学習」「コミュニケーション能力≠英語力」であり、英語はコミュニケーションのための「ツール」であるという再認識が必要。</p> <p>・英語力の高い人材というだけでは「グローバル人材」とは呼べないので、語学力の向上とともに、文字通り国際的視野に立ち確固たる人権意識や世界とのつながりについて総合的に理解する力を養う必要がある。</p> <p>・4つ目の項目「～基礎的な態度・能力の育成に努める必要があります。」と「また、小学校外国語活動と中学校英語科のカリキュラムを～」は文章のつながりが弱いと感じるので、別に分けて項目立てした方が良い。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、第1期計画で掲げた内容に対応するよう、文言を追加します。</p> <p>4項目目については、御指摘のとおり、2つの項目に分けて整理します。</p>
22	17	1-1	(7)	<p>滋賀医大附属病院に入院している中学生には 現在、補填的な巡回訪問指導教育しか行われておらず、義務教育を受ける権利が失われている。子供達は病気と闘いながらも日々成長している。入院中でも 中学生らしく学校生活を送らせてやりたいと 親なら誰しも思っている。</p> <p>滋賀医大小児科には すでに 教室も用意されている。一日も早く 県立の病弱養護学校の分教室として 開設してほしい。</p>	<p>これまで、病弱特別支援学校や院内学級の設置されていない病院に入院している児童生徒に対し、病弱巡回訪問指導教員による訪問指導を実施し、学習の補完を行ってきており、今後も入院する児童生徒の状況を踏まえながら、適切に対応してまいります。</p>
23	17	1-1	(7)	<p>入院療養中の小・中学生に対する巡回訪問指導員の派遣については、現在「滋賀県内の公立小・中学校の通常学級在籍の児童生徒を対象とする」とされており、私学籍の生徒や特別支援学校の児童生徒は対象外となっている。どの子にも等しく教育を保障するという観点から、ぜひ対象を広げ、幅広く巡回訪問を充実されることを希望する。</p> <p>さらに、高度医療を必要とし、長期入院治療を余儀なくされている滋賀医大附属病院においては、中学生が毎年巡回訪問対象となっているが、医大に入院する中学生に対しては2009年12月県議会において、「滋賀医大に病弱養護学校の分教室を設置する」という請願が県議会で全会一致により採択された。採択の趣旨をふまえ、一日も早く病弱養護学校の分教室を設置してほしい。</p>	
24	17	1-1	(7)	<p>入院している児童生徒に、巡回訪問を取り組まれているが、まだまだ不十分と考える。入院している児童生徒が、国が学習指導要領で定めているように小中学校の授業時数を確保するようにしてほしい。具体的には、滋賀医科大学病院に病弱養護学校の分教室をつくってほしい。また、巡回訪問の対象を通常学級の児童生徒だけでなく、特別支援学級・学校の児童生徒もいれてほしい。</p>	

番号	頁	項目 No.	小項目 No.	意見・情報等(概要)	意見に対する考え方
25	25	1-5	(5)	「近年の厳しい経済・雇用情勢のなかで、貸し付けた奨学資金の返還の困難な者が増加しています。」とあるが、給付型の奨学金の創設は目標にも掲げていない。修学支援基金を活用した返還猶予の制度では、猶予できる基準を生活保護の水準としており、低所得世帯に思いを寄せるものとなっていない。p.54の「修学の経済的支援の実施」のところでは「経済的理由により進学が困難な生徒の支援のため、修学資金の貸付等を行います。」としか書かず、切って捨てたような感覚。	滋賀県奨学資金は、貸与要件の緩和や入学準備金の貸与も行うなど、制度の拡充に努めてきました。厳しい財政状況の中、給付型の奨学金を制度化することや返還猶予の基準額を引き上げることは、現時点では困難ですが、給付型の奨学金については、国で議論されているところであり、国の動向を見極めながら適切に対応してまいります。 なお、1項目目を下記のとおり修正します。 「経済的理由により…の貸付においては、これまで貸与要件の緩和や入学準備金の追加など、制度の拡充に努めてきました。また、大学等への進学や疾病などの事情がある場合、返還猶予も行っています。 ○ 近年の…」
26	27	1-6	(1)	理科支援員の配置は、既に終了しているのではないかと。	本章は第1期計画の成果と課題を述べた章であるため、既に終了している事業についても記載しております。御意見を踏まえ、終了事業であることがわかるよう、下記のとおり修正します。 「理科支援員…努めました。」
27	27	1-6	(2)	「教員を志望する大学生等を対象に、実践的な指導力や使命感を培う『滋賀の教師塾』を実施」とあるが、目的はともかく、「塾」の実施主体と採用する側が同一なのは明らかに問題がある。この点を改善することなしに、「塾」を続けることは採用の公平性という点での具体的な問題が発生することが想定される。	『滋賀の教師塾』は、採用選考試験のための技術を伝授するようなものではなく、また塾生であるからといって採用選考試験において優遇するものでもありません。実践的な指導力や使命感を持った滋賀の教育を担う人材の養成は不可欠であり、継続して実施したいと考えております。
28	28	1-6	(6)	教職員の健康管理では、「○ 定期健康診断等～」の他に「○ 時間外労働の縮減に向けた取組を引き続き進める必要があります。」とあるが、たったこれだけの記述で全く具体性もなく、やる気を感じさせない。	本章は第1期計画の成果と課題を述べた章であるため、今後の方策等についてはp.56第4章柱2-2(3)に記載しております。 なお、p.28(6)2項目目について、下記のとおり修正します。
29	28	1-6	(6)	時間外労働の縮減指針の中に示される文言に最も注目している。具体的な方策の記述は必要ないか。	「○教職員の職務が多忙化しており、心身の健康を保ち、子どもと向き合うことができるよう、教職員の負担軽減に向けた取組をさらに進める必要があります。」
30	29	2		社会全体で子どもの育ちを支えるの中に、規範意識の醸成を取り上げてほしい。今、最も注目されているのが子どもたちの規範意識をどのように育てるかであるので、社会全体で取り組むべき内容であることを触れてほしい。	御意見を踏まえ(2)1項目目に、社会性や規範意識の育成にかかる項目を下記のとおり追加します。 「○児童生徒は、学校や家庭はもちろんのこと、地域の中での人々との関わりによって、人間関係や集団のルールなど様々なことを学びながら、社会性や規範意識などを育み成長していくことから、学校や家庭、地域、関係機関などが連携して社会全体で子どもたちを育てる必要があります。」
○ 「第3章 滋賀の教育が目指す姿」関係					
31	34	1	(1)	「住む」の中の「歩いて」という表現 歩いて暮らせるの「歩いて」という表現が曖昧ではないか	平成23年3月に策定された「滋賀県基本構想」中の表現であり、移動の利便性や安全性が向上していること等を指して、こういった表現を使用しております。

番号	頁	項目 No.	小項目 No.	意見・情報等(概要)	意見に対する考え方
32	37	4		新学習指導要領は、現行学習指導要領とすべきではないか。	御意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 「学習指導要領」
33	37	4		(方向性1)子どものたくましく生きる力を育みます という部分 「～そのために、相手の意見を『聞く』力やコミュニケーション能力、また、その基盤となる言語力の育成も求められます。～」では、「基盤となる言語力」とは、何を意図されているか。「国語力」か、「外国語運用能力」あるいは、異なるものか。現代社会においては、IT技術の発達により、メールやSNS等を介する情報伝達手段に依存傾向にある子どもたちも多く、実際に人とのコミュニケーションをとる能力というのは必ずしも言語力だけが基盤とは言えないのではないか。	知識・技能を習得することや、思考し、判断し、表現することは、言語によって行われるものであり、学習活動の基盤となるのは言語に関する能力です。さらに、言語は、コミュニケーションや感性・情緒の基盤でもあり、生涯を通じて個人の自己形成にかかわるとともに、文化の継承や創造に寄与する役割を果たすものであるという趣旨で「言語力」としており、現行のとおりとします。
34	38	4		「教育施策をさらに前へと進め、一層の振興を図るためには、この教育を支える力を、十分に発揮できるようにすることが必要」という表現がわかりにくい。	御意見を踏まえ、わかりやすくなるよう3つの基本的方向性全体を見直し、表現の整理等を行います。
○「第4章 今後5年間に実施する施策と重点取組」関係					
柱1 子どものたくましく生きる力を育む					
35	40	1	(1)	「放課後等も利用して学習の補充を行う」とあるが、放課後の補充学習は、児童の集団下校体制、スクールバスの運行等により、本市での取り組みは非常に困難である。	全国学力・学習状況調査の質問紙調査において、放課後等を利用した補充学習を行っている小学校の割合が全国に比して滋賀県は極めて低い状況が明らかになりました。補充学習では、一人ひとりのつまづきを把握し、個に応じたきめ細かな指導を行うことができます。しっかりと補充学習を行うことで、毎日の学習に対する意欲も増進します。児童の集団下校体制、スクールバスの運行などについては工夫して、実施していただきたいと考えます。
36	40	1	(1)	全国学力テスト結果について、本県では低位(全国ブービー)にあり県民に対し申し訳ない。 率直な意見として、児童、生徒の学習時間が不足していると思う。学業の時間が部活動偏重により、勉強する時間がない。朝7:00から早朝部活、放課後部活、土日も部活、対外試合と子供たちの予習、復習の時間がない状態。部活偏重を改めるべき。勝利至上主義が子供たちの健全育成の場にまで持ち込まれ過ぎである。 今回の素案には、部活動のあり方について反省が見られない。子供たちは疲れている。本来の学業を本旨としてほしい。	御意見を踏まえ、p.44第4章柱1-3(1)6項目目下記のとおり追記します。 「○学校教育の一環として行う運動部活動に、生徒が自主的、自発的に参加し、学習意欲を向上させ協調性、責任感、連帯感を身に付けられるよう各学校の実情や生徒の発育発達段階に応じた適切な指導に努めます。また、大会で勝つことのみを重視し過重な練習を強いることがないよう適切な練習時間を設定して、健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むためのバランスのとれた運営と指導に努めます。」
37	41	1	(2)	「小学校における外国語活動」「高等学校では英語の授業は英語で行うことを基本」とあるが、子どもたちの発達段階や言語教育についての科学的な検討もなく実施を強行するならば、子どもや教職員に新たな負担を課すことにもなり、学力形成にも支障を招きかねない。また高校での英語教育は「受験英語」に傾斜していると言われる。この弊害の解決を抜きにしては机上の空論ではないか。	「小学校外国語活動」につきましては、小学校学習指導要領に示された領域です。また、高等学校の外国語(英語)についても学習指導要領に「生徒が英語に触れる機会を充実するとともに、授業を実際のコミュニケーションの場面とするため、授業は英語で行うことを基本とする。その際、生徒の理解の程度に応じた英語を用いるよう十分配慮するものとする」と明記されており、現行のとおりとします。

番号	頁	項目 No.	小項目 No.	意見・情報等(概要)	意見に対する考え方
38	41	1	(2)	「スーパーサイエンスハイスクールを核として、高大連携により先端的な科学技術に触れる機会を増やす…」とあるが、特定の一部の高校に巨額の資金を投じるのではなく、どの子にもゆきとどいた教育を充実させるために、教職員増を進めるとか困難な高校から35人学級を進めることこそ、先にすべき事項であると考えている。	高等学校においては社会の進展や産業界の要請などを踏まえつつ、生徒自らの興味・関心や進路希望等に応じて学びたい教科や科目等を学習し、将来の生活や職業に役立つ知識・技能を積極的に学ぶことができるよう学校づくりを進めており、スーパーサイエンスハイスクール事業においても文部科学省の指定校事業として行っているものです。
39	41	1	(2)	社会全体の変化に対応して新たな価値を主導・創造する教育の推進 <主な取組>2項目目 「～主体性や積極性、チャレンジ精神、異文化理解の精神等を備えたグローバル人材の育成を目指します。」は、「異文化理解の精神」という表現が、適切でないように思われる。第1期計画に使われていた表現を使われてはどうか。 「～主体性や積極性、チャレンジ精神、異文化や異なる文化を持つ人々を受容し、共生することのできる態度や能力等を備えたグローバル人材の育成～」	御意見のとおり修正します。
40	42	2	(1)	思いやりの深い人間、美しいものに素直に感動する心を醸成することが豊かな幸せを感じ取れる人間社会を作り出す原動力となる。そのためには、音楽や芸術を学び豊かな創造力と感動を得られる人づくりが欠かせない。 現在は、あまりにも音楽や芸術を学ぶ時間が少ない。入試偏重、経済と科学技術偏重の殺伐とした人間と社会を作り出している。人間はすばらしい音楽や文学、芸術を積み上げてきた。これを学ばずして豊かな人間教育はあり得ない。	御意見を踏まえ、5項目目に下記のとおりを追記します。 「豊かな人間性や…意図的、計画的に推進します。また、子どもが質の高い文化芸術に触れ、豊かな心や感受性を育むことができるよう、びわ湖ホールにおいて本物の舞台芸術に触れる『ホールの子』事業など、文化施設における子ども、若者向け公演・展示や体験プログラム等の拡充を図ります。」
41	42	2	(2)	「豊かな人間性や人間関係を築く力を培うため、…体験活動を意図的、計画的に推進します。」とあるが、なぜここに「児童生徒の自主的自治的な活動」を加えないのか。「自主的自治的な活動」を重視するような計画にすべきではないか。 次ページに「学級会や児童会活動・生徒会活動の活性化」が出てくるが、これはいじめ問題を想定したものとなっている。「自主的自治的な活動」によって育まれる力を、より幅の広いものとして捉える観点が抜けてはいないか。	御意見を踏まえ、(2)冒頭文を下記のとおり修正します。 「…心の育成を図ります。また、児童生徒の自主的、自治的な活動を進めるとともに、全ての子どもにとって居心地のよい学級づくりを推進します。」

番号	頁	項目 No.	小項目 No.	意見・情報等(概要)	意見に対する考え方
42	48	5	(1)	「個別の指導計画」「個別の支援計画」の作成について、障害を持った子どもたちは階段状にステップアップ的な成長発達を遂げるわけではないことを理解し、スモールステップ的に行動変容ばかりを評価するものではない計画とすべき。「できないことができるように」「困った行動を正すように」ばかりが求められる教育では、豊かな人格形成は望めない。人格的な発達の視点を持って、内面発達の実態と表面的な行動をリンクさせ、単に行動評価に陥らない計画の視点を持って作成すべきことを周知する必要がある。	「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」については、発達障害を含む障害のある児童生徒の教育的ニーズに即し、幼稚園から高等学校まで一貫性のある指導となるよう作成するもので、子ども一人ひとりの持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服するための適切な指導と必要な支援を行うものであることから、現行のとおりとします。
43	48	5	(1)	平成24年10月に作成した「児童生徒増加への対応策」を推進とあるが、これはもう破綻している。もともと平成24年2月に作成したもので、300名を越す学校をつくるべきではないという考え方で、聾話学校に100名規模の分校をつくらうとした。聾話学校への分校案に反対があったことで野洲養護学校に再増築ということになったのが10月案だが、これは400名規模の学校を作るという大問題のもの。 全国の校長会をはじめ特別支援学校の適正規模は150～200人の児童生徒数。滋賀県は障害児学校における全国一の増加率の上に将来、特別支援学校に進学する可能性が高い障害児学級においてもさらに増加している実態を見れば、学校新設や学区の見直しを行わなければ、子どもたちの教育環境は悪化するばかり。 かつて福祉の先進県として、障害児教育も一人当たりの教育予算が全国で上位の環境にあった滋賀県が最近発表された2011年度の統計では全国の中でワースト7位と最低レベルになってきている。「障害のある児童生徒の教育環境」というならば学校新設をしてほしい。「インクルーシブ教育システムの構築」というならば近い地域に小回りのきく養護学校をつくって小中高校との連携が図れるようにしてほしい。	特別支援学校における児童生徒増加への対応については、将来の在籍児童生徒数を予測しながら取りまとめた「児童生徒増加への対応策」を進めるとともに、障害のある児童生徒の教育環境やインクルーシブ教育システムの構築等に向けて、「望ましい特別支援教育のあり方」を検討し、様々な障害種別や児童生徒の教育的ニーズに対応できる体制づくりや学校間連携を推進していくこととしており、現行のとおりとします。

番号	頁	項目 No.	小項 目No.	意見・情報等(概要)	意見に対する考え方
44	48	5	(1)	<p>特別支援学校の教育条件とりわけ教員定数の改善を求める。</p> <p>県立特別支援学校の在籍者が著しく増加し続ける中、児童生徒数に対する教員の配置率は年々下がり続けている。知肢併置校においては、子どもをまとめて見られるクラス編成(指導体制)を組むことを優先せざるをえない。1クラスあたりの子どもの数が増え、「年々、指導体制が手薄になる」と保護者に言わしめるような状況が続いている。日々の実践の積み重ねや、保護者との連携、就学前・学齢期・成人期を通した関係機関との連携によって、教育実践の質を高めていくべきことは当然。それゆえに教育振興基本計画においても、教員定数の改善を、具体的にどう行っていくのかについて、方針を示してほしい。教職員定数の改善が強く求められていることを大規模化対策とともに重点課題として取り上げてほしい。</p> <p>特別支援学校の教員定数改善について、標準定数法で算出される定数は最低基準として充足させるとともに、以下の加配措置または制度改善を国に求めている。</p> <p>①知的単一障害の児童生徒でも、知的障害の程度が重く、集団参加が困難であり、自傷や他害に対する危険防止の必要がある等のためにほとんどの場面で1対1の教育対応が求められる場合には、その実態に応じた手厚い教員配置を行うこと。</p> <p>②知的障害が軽度であっても、集団行動面や社会性、生活面で課題が大きく、手厚い指導を求めている子どもたち(発達障害など)に対しては、単一障害認定だけに基づく教員配置(6人ないしは8人)だけではなく、その子どもたちの学校生活上の実態に応じた教員配置を行うこと。</p> <p>③自立活動定数について、2以上の障害種別児童生徒が在籍する学校を、学級数で最大の障害種別の学校として扱うことで、障害に応じたきめ細かい取り組みに支障が出ているので、各校の児童生徒の障害別比率を反映した算出を行うこと。</p>	<p>教職員定数については、法律の定めに基づき適切に対応していくこととしており、現行のとおりとします。</p>

番号	頁	項目 No.	小項目 No.	意見・情報等(概要)	意見に対する考え方
45	48	5	(1)	<p>医療的ケアを必要とする児童生徒と訪問教育を受けている児童生徒の学ぶ権利を保障し、他の通学生と同じ教育条件の下で持てる力を最大限に伸ばすことができるよう、教育条件を整備し充実させてほしい。「要医療的ケア児童生徒通学支援研究事業」の成果を踏まえ、施策を必ず講じてほしい。</p> <p>「スクールバスへの看護師乗車」「医療的ケア児童生徒専用車両」配置を行ってほしい。</p> <p>医療的ケア対象児童生徒の人数と個々の医療ケアの内容に応じることができる学校看護師数を配置してほしい。全ての学校看護師の勤務時間を6時間に延長してほしい。</p> <p>「要医療的ケア児童生徒学習支援事業」予算を大幅に増額してほしい。あわせて、学校看護師の報償費を実態に見合った額に引き上げてほしい。泊を伴う場合、県内の最低賃金を下回ることがないように。</p>	<p>医療的ケアを必要とする児童生徒に対しては、看護師を配置して学習支援を図っております。また、これら児童生徒の通学支援についても、今年度、教育・福祉、県・市町で、研究事業を実施しているところです。看護師の人数等については、予算の枠組みの中で対応しており、現行のとおりとします。</p>
46	50	6	(1)	<p>「社会の変化に対応し生き抜く力を育成するため、…体験を重視した活動」に取り組むとあるが、「キャリア教育」の目的が「社会の変化に対応し生き抜く力を育成するため」というのはどういうことか。いまや企業の多くはブラック企業と言われている。そういうところで働ける人材づくりと言うことか。20代の半数は非正規だというデータもある。正規になれなかったら、あるいは長時間過密労働について行けなかったら、それは「社会の変化に対応し生き抜く力」が十分身に付かなかったと自己責任を問うような人間になろうということか。</p> <p>また小・中・高で「職場体験」が中心で、体験だけに終わっているのでは、という批判もある。いずれの段階でも生徒に「振り返り」をさせ、何を獲得させていくかという課題を達成するには、あまりにも時間がない。それなのに、「何日間」の体験と、あらかじめ日数のしぼりまで付けるのはいかがなものか。さらに「職場体験」も「外部人材の活用」も、「自分の夢を実現させる」ことがテーマになっているが、そうしたいわば成功体験を学べば、あるいは学ぶだけでは、働く年齢に達した時に成功しなかった自分をまた責めることにならないか。労働現場で困難にぶちあたった時どういう対処をすべきか、そういう学習を中心に組んでいくことが必要ではないか。</p> <p>p.76「望まれる教育」青年期・中期で、「進路について現実的に考え、具体的な職業選択へと進んでいくよう導く」とあるが、「キャリア教育」の必要性をいわゆる「ミスマッチ」問題に矮小化してはいないか。夢を追いかけることは必要だがそれを具体化させていくことに失敗したからミスマッチが起こる、と捉えているのか。現実には、どれだけ努力しても働く場そのものに問題が多くあることが多い。「望まれる教育」にそれを挙げてくれるなど若い人たちは言いたいと思う。</p>	<p>御意見を踏まえ、下記のとおり修正します。</p> <p>1項目目に「<u>社会の変化に対応し生き抜く力を育成するため、生涯にわたる学習の基礎となる「自ら学び、考え、行動する力」など、社会的・職業的自立に向けた力を確実に育成します。</u>」を追加します。</p> <p>3項目目を「<u>職業や働くことへの関心を高め、勤労観・職業観を育成し、自己の将来を設計できるようにするため、小学校での職場訪問や社会見学、…</u>」と修正します。</p> <p>職場体験を働くことや学ぶことへの意欲の向上をはじめ、様々な効果が期待できる充実した体験とするにはある程度の期間が必要であり、中学生チャレンジウィークについては5日間の職場体験としているところです。</p> <p>青年前・中期は社会に出る一歩手前であり、進路について現実的に考えなければならない時期であるため、様々な体験活動を行い、成功体験だけでなく、失敗体験もさせることで、社会の一員として、様々な課題に主体的に関わり解決を図ろうとする力を育むことが大切であると考えております。</p>

番号	頁	項目 No.	小項目 No.	意見・情報等(概要)	意見に対する考え方
47	50	6	(2)	進路・就労に向けた教育の推進に関わって、そもそも特別支援学校は職業訓練校ではない。高等部期の生徒たちはまだまだ自分づくり仲間づくりに揺れており、集団において失敗や挑戦を繰り返しながら、自分への信頼感、他者との信頼関係を確かなものとしながら成長している過程の時期。学力形成を含め学びの中で人格的に成長し、自分づくりをする中で社会的な存在としての自分を具体的にイメージしていく。単に、スキルを習得することが社会的自立につながるのではない。社会に出てもなお、豊かな生きがいや願いを持って生きていく力を育てる教育が必要。キャリア教育、職業教育として、働くことに必要な専門的な技能を身に付けることや、実践力を高めることばかりが求められるのではない、豊かで主体性を持った卒業後の生活を切り拓いていける教育のために、努力してほしい。そのための就労支援、生活支援を行政的課題として提起してほしい。	特別支援学校の個々の児童生徒の障害の状態に応じた職業的自立と社会参加が進められるよう、専門的な技能を習得し、実践力を高めるキャリア教育や職業教育の充実を図るとともに、教育・福祉・労働の関係機関が連携し、一人ひとりの状態や希望に応じた進路指導、就労支援を行うことで、学校から働く場への円滑な接続と就労機会の拡大を図ることとしておりますので、現行のとおりとします。
柱2 子どもの育ちを支える環境をつくる					
48	52	1	(1)	「高校に入学する子ども一人ひとりが、…県立高等学校再編計画を着実に実施し、魅力と活力ある学校づくりを推進します。」とあるが、高校再編で県教委としてのメリットがあるとしたら学校規模が大きくなることぐらいではないか。湖北ではそれぞれに特色がある長浜と長浜北の2校が合併して選択肢が少なくなる。また彦根では丁寧な指導をしている総合学科が倍ほどの大きさになり、今までのような指導は期待できなくなるとともに、全国からの視察が絶えない彦根西高校の「学びの共同体」がなくなり「魅力と活力」は明らかに後退する。これでは何を持って魅力と言っているのかわからない。どういう理念を掲げて、魅力ある高校をつくっていきたいのか、それを明らかにすることが大切ではないか。	将来にわたって、子どもが多様な学びの中で自らの進路を実現し、主体的・創造的に生きていくための力を身に付けるとともに、他者と共同できる社会性を育てていけるよう、魅力と活力ある学校づくりを進めることを記載しており、現行のとおりとします。
49	55	2	(2)	教育力の向上を目指すのであれば、まず臨時教職員の正規化を進めるべき。奮闘し努力している臨時教職員は多数いるが、給与面をはじめ労働条件が劣悪であり初任研のような研修の機会も与えられない。教育力の向上のためには職場の教職員が一丸となって取り組む必要があり、安定した雇用のもと対等な立場で教育に向かうことが大切。正規職員率を高める方針を示してほしい。教育力の向上と働きやすい職場づくりの両面から、教員配置の増員も必要。多忙化、長時間労働の常態化は教職員の健康に影響を及ぼすだけでなく、教育力の低下にもつながる。子どもたち一人一人に向き合い、教材研究に時間をかけることが教育力の向上につながることは明らかである。人事評価や副校長や主幹の配置によるマネジメント力の強化で教育力の向上が図れるのか検証すべき。現場に求められるのは、主体的な教材研究や教員相互の授業研究である。そのために教員増が必要なのは明白であり、具体的の方針として盛り込むべき。	各学校の教職員が正規である方が望ましいとは考えておりますが、教職員の採用については、児童生徒数の増減や退職動向もあり、毎年一定数の臨時の教職員を確保せざるを得ない状況にあります。人事評価や新しい職についてはアンケートの実施などを通じ、その成果や課題について検証をしております。人員配置については、教員の子どもと向き合う時間を確保し、きめ細かな指導を図る観点等で、p.53柱2-1(1)およびp.57柱2-3(1)に記載しており、現行のとおりとします。

番号	頁	項目 No.	小項目 No.	意見・情報等(概要)	意見に対する考え方
50	58	3	(3)	台風18号で野洲養護学校のある野洲市小南周辺は浸水し、避難指示が出ていた。災害時に通学している児童生徒だけでなく、地域住民の避難場所ともなりうる施設がこのように危険な場所に建てられていることに矛盾と疑問を感じる。 また、「災害発生時の児童生徒の家庭への引き渡し訓練…」とあるが、地震や浸水が起こっている緊急時に、4市1町の広域からの通学生をどのように保護者に安全に引き渡すのか。非現実的な計画で不安だ。養護学校の通学範囲も見直すべき。	災害発生時に児童生徒の安全を確保するため、訓練は必要な取組であると考えます。浸水等が予測される状態での家庭への引き渡しについては、例えば、強風や洪水など、気象台の予報等により風水害の予測ができることから、早い段階での下校や引き渡しについて訓練を行うこととしており、現行のとおりとします。 災害発生時には、その状況に応じ、児童生徒の安全の確保に万全を期してまいります。
51	61	5	(1)	「社会全体で子どもを育てる環境をつくる」の内容では、学校と家庭、地域の連携の具体的な姿が見えない。 P.75の家庭、地域の役割に示されている内容を、社会全体で子どもを育てる環境づくりに盛り込んではどうか。	御意見を踏まえ、1項目目に下記のとおり追加します。 「 <u>学校、家庭、地域、企業等がそれぞれの役割を担いつつ互いに連携し、社会全体で子どもの育ちを支える環境づくりを進め、様々な体験活動や社会見学、文化財、文化施設の教育への活用などに地域全体で取り組みます。</u> 」
柱3 すべての人が共に育ち、社会を創る生涯学習を振興する					
重点課題への取組					
52	70	1		「5年間の重点課題」とあるが、プロジェクトチーム、学力・学習状況調査の詳細な分析は今後5年間の取組か。5年間の継続的な取組であれば、「総合的に推進」とするよりも、「具体的に提言」とするほうがよい。	今後5年間の継続的な取組を示しております。なお、学力向上プロジェクトチームはすでに設置済みのため、下記のとおり修正します。 「…プロジェクトチームによる、…」
53	72	3		柱1-3「健やかな体」を育むにおいては食育の推進が記載されているが、重点課題への取組には記載がない。 食育基本法では、「子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。」と明記されており、体力向上の基礎となる体作りには、食が大きな影響を及ぼすと考える。	食育については食育基本法の趣旨のとおり、子どもの成長にとって欠かせないものであり、重要なものであると考えております。 よって、重点課題への取組「3『健やかな体』を育むために」に下記のとおり追加します。 〈課題〉3項目目 「○子どもの健全な心身の育成 心身の成長の基礎となる望ましい食習慣や生活習慣を身に付けることが必要です。」 〈方向性〉3項目目 「○望ましい食習慣の確立 子どもの食の自己管理能力や望ましい食習慣の習得に向け、食育を推進します。」 〈施策・取組〉 「(3) 学校・家庭・地域が連携・協力した食育の推進 食に関する講習会の開催等による家庭・地域への啓発とともに、学校給食への地場産物の活用等に取り組む。」
ライフステージごとの重点取組					
54	74	1		絆の中で、愛情の中でという表現について、「中で」という意味がわからない。	御意見を踏まえ、下記のとおり表現を修正します。 〈ライフステージの特色〉 ・家族や身近な大人との間に愛着関係を形成する。 ・愛情に基づく関係の中で、人に対する基本的な信頼関係が育まれる。

番号	頁	項目 No.	小項目 No.	意見・情報等(概要)	意見に対する考え方
55	74	1		<p>〈家庭〉〈保育所・幼稚園・認定こども園〉〈地域〉の部分は、それぞれの機能が書かれているとあって良いのか。</p> <p>〈家庭、保育所・幼稚園・認定こども園等、地域の役割と連携〉の部分には1～2行目にあげられている「連携」が書かれているとあってよいのか。わかりやすく構成を変えた方がよい。</p> <p>〈保育所・幼稚園・認定こども園〉は、〈保育所・幼稚園・認定こども園等〉の方が良いのではないのか。</p>	<p>〈家庭〉〈保育所・幼稚園・認定こども園〉〈地域〉の部分はそれぞれの「役割」を書いており、〈家庭、保育所・幼稚園・認定こども園等、地域の役割と連携〉の部分は「連携」を書いております。</p> <p>御意見を踏まえ見出しを下記のとおり修正します。</p> <p>「役割と連携」→「連携」</p> <p>また、表題の統一を図るため、次のとおり修正します。</p> <p>〈幼稚園・保育所・認定こども園等〉</p>
56	75	1		<p>ライフステージごとの重点取組において、2のライフステージごとの県の取組の整理には食育に関する記述があるが、1の部分には記述がない。</p>	<p>ライフステージごとの重点取組中、「1学校・家庭・地域等の役割と連携」においては、それぞれの発達段階において望まれる教育やそれぞれの主体に望まれる役割等を整理しております。「2ライフステージごとの県の取組の整理」においては、1を踏まえた上で、今後5年間、本計画を通して進めていく主な取組を整理しております。</p> <p>御意見も踏まえ、上記のそれぞれの位置づけを明確にするため、県の取組については、「2ライフステージごとの県の取組の整理」に一本化することとします。</p>
57	80	3		<p>幼稚園・保育所・認定こども園という記述があるが、p.74では、「保育所・幼稚園・認定こども園」という並びになっている。計画の中で統一したほうが良いのではないのか。</p>	<p>御意見を踏まえ、「幼稚園・保育所・認定こども園等」に表記を統一します。</p>
○「第5章 計画の推進のための方策」関係					
○ 指標関係					
58	—	—	—	<p>成果指標の最初に、この基本計画の認識度に対する目標設定が必要ではないのか。</p>	<p>行政関係者や教育関係者をはじめ、広く県民の方々に認識していただくよう努めることは、目標設定するまでもなく当然のことと考えております。</p>
59	—	—	—	<p>教育課程の編成主体は学校にある。特色ある学校づくりと言う観点からみても、数値目標化された振興計画は、各学校における創意工夫を奪い、画一化を進める圧力にしかない。よって、教育条件整備に関わらない数値目標を掲げる本素案に対して、反対する。特に、100%・全校実施を掲げる目標に対しては強く反対する。</p>	<p>数値目標は子どもたちの生きる力の育成など、教育目標の達成に向けて必要な取組や目標を明らかにするものであり、学校としてもその必要性を認識し取り組む必要があると考えております。</p> <p>100%の目標を掲げているものは、人権教育や学校施設の耐震化など、全校での実施を目指すさなければならぬものであり、現行のとおりとします。</p>
60	—	—	—	<p>教育行政が数値目標を設定するのは、教育行政が行う事業に対してのみにすべき。教育行政が設定すべき数値目標の考え方が、常識のラインから逸脱している。</p> <p>例えば教育予算なら、高校生1人当たりの県の予算を全国平均にします、とか、30人学級を〇〇年に達成しますとか。教育の内容に関わる事項については数値目標を全てはずすべき。</p>	<p>教育の基本目標として「未来を拓く心豊かであたたかい人づくり」を掲げております。この目標に向けて、確実に教育が前進していることが実感できる指標を設定することが必要であり、教育行政が行う事業に限らず、教育の取組に関する目標設定が必要と考えております。</p>

番号	頁	項目 No.	小項目 No.	意見・情報等(概要)	意見に対する考え方
61	—	—	—	<p>教育内容に踏み込んでたくさんの数値目標を設定されていますが、全くナンセンス。全国学力テストの結果に右往左往している県教委の姿勢は「みっともない」という声を多く聞きくが、教育内容に数値目標を入れることは、学テへの対応と同様の混乱をもたらすだけ。「解消しているいじめ件数の率100%」などという数値目標はプレッシャーとひずみをもたらすのは必至。いじめの問題にじっくりと取り組む教育の営みをつぶしてしまう働きをしかねない。</p> <p>数値目標は、教育条件整備の項目のみにすべき。教育内容に関する数値目標はすべて削除してほしい。</p> <p>逆に、教育条件整備に関する数値目標をもっと充実してほしい。</p> <p>少人数学級実現や耐震化、スクールカウンセラーの増員、外国籍の児童生徒対応の人員増、給付制奨学金の創設、など、教育条件整備に関する数値目標は、もっと明確にすべき。SSHのような特定のエリート育成のための条件整備でなく、どの子にもゆきとどいた教育を保障する方向での条件整備をお願いしたい。</p> <p>教育行政の仕事は教育条件整備のほず。ぜひ、本来の役割を果たせるように。</p>	<p>いじめ問題は、重大な人権侵害で、いじめられた子どもの心を深く傷つけるものであるため、関わった事案はいじめられた子どもの立場に立ってしっかりと対応する事が何よりも重要です。このことから100%解消することを目標としました。また、一旦解決したと思えたものも継続的に関わり、しっかりと見届けを行っていきたいと考えております。</p> <p>教育の基本目標として「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」を掲げております。この目標に向けて、確実に教育が前進していることが実感できる指標を設定することが必要であり、教育行政が行う事業に限らず、教育の取組に関しての目標設定が必要と考えております。</p>
62	—	—	—	<p>予算措置を伴うと思われないもの、例えば、スポーツ振興課の「小学校10分間運動」や「放課後を利用した補充的な学習サポート」などは、どのようにして実現を図るつもりか。これらのことは、時間割や教育課程と直接関係のあることであり、予算措置も伴わないで、各市町教委や学校に押し付ける権限は県教委にない。県教委としては、各学校や地教委がこのようなことを自発的に行うような気になる予算措置や人の配置、学校へのサポート体制の充実をどう整備するかを考えるべき。直接県教委が手を下せず、権限もなく、条件整備もせずに、ただ学校に「やれやれ」というだけでは「施策」ではない。教育行政の怠慢だ。</p>	<p>教育の推進にあたっては、市町に御理解いただくとともに、学校の創意工夫や、家庭や地域と連携しながら取り組むことが重要と考えます。</p> <p>数値目標の達成に向けた取組など、本計画の推進にあたって必要となる予算等については、毎年度の予算編成等の中で検討していきたいと考えます。</p>
63	—	—	—	<p>学校教育課やスポーツ健康課、生涯学習課、人権教育課・・・など多くのところから、やるべき内容を提示されているが、「現場の負担」という観点をもつべきだと考える。スポーツ健康課からの出張の多さも気になる。いじめの件で騒がれたときに、「現場の多忙化の改善」が第三者委員会でも出されたはず。教育の成果を語るときに、縦割り行政で出された内容で議論するのではなく、教育全体としての視点をもつべき。各課から出された案をどういうように整理すれば、現場になじむかということをするべき。そうでないと、よい案も中途半端な成果になってしまう。</p>	<p>本計画の推進にあたっては、関係課が密に連携しながら、効果的・効率的に取り組めるよう進めていきたいと考えております。</p> <p>現場の多忙感の改善については、p.56第4章柱2-2(3)「教職員の健康管理と働きやすい職場づくりの推進」において、教職員の負担軽減について盛り込んでおり、今後とも配慮していきたいと考えております。</p>

番号	頁	項目 No.	小項目 No.	意見・情報等(概要)	意見に対する考え方
64	83	-	-	「授業研究を伴う校内研修、年11回以上」、「放課後の補充を週1回以上」、これは可能か？可能な学校もあるだろうが、子どもの様子が違えば、とてもできないという学校もあるのは、容易に想像がつく。さまざまな学校の様子を配慮すれば、数値目標で一律に提起するのはふさわしくない。どうしても数値目標を設定したいなら、今学校で行われているものをやめるための数値目標も同時に設定すべき。あれもやれこれもやれでは、リーダーの資質が問われる。	子どもの学力を向上させるためには、授業改善を進め、教員の授業力向上を図ることが必要であり、授業研究は大変重要です。授業研究を伴う校内研修を月1回程度実施するという基準で年11回以上を目標としました。全教員が最低1回研究授業を実施すれば、この目標を達成できる規模の学校が約8割であることを考慮して、目標数値として80%を設定しました。放課後等を利用した補充学習では、一人ひとりのつまずきを把握し、個に応じたきめ細かな指導を行うことができます。「週に1回以上行う学校30%以上」は、学校や地域の理解を得ながら、平成26年度に18%と段階的に目標を上げていきます。
65	83	1	-	校内研究11回以上という指標について学校規模の違いを考慮していない。単学級の小規模校では、年間2回以上研究授業を行わなければならない担任が出てくる。授業研究会は放課後におこなわれるため、授業準備や、ノートの特検など、子どもに向き合う時間が奪われる。教職員の多忙化の中で困難。研究授業そのものに反対はしないが、その回数と、実施目標80%は現実的ではない数値目標である。	子どもの学力を向上させるためには、授業改善を進め、教員の授業力向上を図ることが必要であり、授業研究は大変重要です。月1回程度実施する基準で年間11回以上の授業研究を目標としました。全教員が最低1回、研究授業を実施すれば、この目標を達成できる規模の学校が約8割であることを考慮して、目標数値として80%を設定しました。
	83	1	-	「校内研修を年間11回以上を80%の学校で…」ということに関しては現実的ではないと思われる。教職員の多忙化の中でこれだけの回数を授業改善に限った校内研をすることは難しい。また、校内研修は学校の課題に合わせた内容を学校で決めるべき。生徒指導や生徒の課題分析、特別支援教育の学習など現場の課題に照らした内容は教員にも生徒にも大変重要である。	
	83	1	-	教職員は長時間過密労働や持ち帰り仕事など非常に厳しい中で勤務している。全教職員組合の調査では過労死ラインを超える超過勤務。「教員の子どもと向き合う時間を確保」「必要な教員の配置を検討」「教職員の負担軽減を図る」等とあることは評価できるが、全体としては教職員研修の充実や新たな校内研究など教師の負担を強いる内容が多い。成果指標・事業目標が顕著。「授業研究を伴う校内研修を年11回以上実施の学校を80%」とあるが、4・7・12・3月等は多忙時期で職員会議を持つことが精一杯。校内研修を持つような時間はない。残り8ヶ月の間で11回以上となると月2回授業研究を伴う校内研修を行わなければならない。校内研修は授業研修だけでなく、人権教育、環境教育、生徒指導等学校によって課題も異なり、それに伴う研修を持つ必要もある。この研修のおしつけは多忙化の解消として会議の縮小が求められている中で逆行するもの。授業研修が大切であることは理解するが、数値目標で学校を追い詰めることは反対。教職員の多忙化解消を示しながらも、そのことについての具体的な対策はなく、教職員を追い込むような内容。是非改善を。	

番号	頁	項目 No.	小項目 No.	意見・情報等(概要)	意見に対する考え方
66	83	2	—	<p>「国語の授業がよくわかると回答する子どもの割合」は、授業する側の努力が直接率に反映するのではなく、勉強に取り組む側の子どもの意識を率に表すもの。こういう性格のものに数値目標を設けることがふさわしいとは到底思えない。</p> <p>子どもに「少しだけわかればわかったと回答するんだよ」と教える先生が出てこないか？</p> <p>国語教科書の作品をじっくり読ませて、じっくり考えさせようとする「難しい」と子どもが思うから、これからは率を上げるために、答がいくつあってもいいというような問いかけはやめて、単純に答が出てくる易しい問題ばかりを扱う、というようなことは起こらないか？</p> <p>数値目標を設定できるものとそうでないものがある。</p>	<p>国語力は、全ての教科の基本となる力であることから大変重要であると考えており、教師の授業改善に対する自己評価ではなく、子どもの視点に立った評価が必要と考え、指標として設定しました。</p> <p>「授業がよくわかる」ことは、今までわからなかったことがわかった、できたという喜びの上にあるものです。こうした視点を踏まえて授業を行うことが大切であると考えます。</p>
67	83	3	—	<p>放課後の補充学習については、各地域の実態を考慮して明確な数値目標が設定されていないと思うが、文部科学省の(学力学習状況調査の)質問項目に合わせるのではなく、滋賀県としての代替の取組で目標数値を100%にするようにしてはどうか。</p> <p>※朝学習や中休みを利用した補充学習、夏季休業中の補充教室の日数や参加児童生徒数など</p>	<p>補充学習は、基本的には個々の児童に対応したものであることから、放課後に行うことが適切であると考えます。また、放課後の補充学習については全国学力・学習状況調査によってデータが統一的に得られ、全国比較もできることから、現行のとおりとします。</p>
68	83	3	—	<p>学力の補充が大事なのもっともだが、放課後の補習をする学校を30%以上にするというのは今の勤務状態から言うと到底納得できるものではない。</p> <p>むしろ授業をよりよいものにするためにしっかりと教材研究ができるよう、放課後の時間を確保してほしい。</p> <p>補習の押し付けは教職員の過労をピークにさせるものであり、やめてほしい。</p>	<p>放課後等を利用した補充学習では、一人ひとりのつまずきを把握し、個に応じたきめ細かな指導を行うことが重要であると考えます。</p> <p>「週に1回以上行う学校30%以上」は、学校や地域の理解を得ながら、平成26年度に18%と段階的に目標を上げていきます。</p>
	83	3	—	<p>放課後補習30%以上について、学校現場では放課後と言う時間は、4時～4時50分までしかない。その中で補習を実施することは、教職員の多忙化に拍車をかけるだけでなく、学力向上において最も大切な授業準備、教材研究の時間を奪う。よって、本項目に対して反対する。</p>	
69	83	3	—	<p>「補習を週に1回行う学校を30%以上・・・」という項目も、全員下校、バス通学という実態からしても無理がある。安全面に影響がでる可能性がある。</p> <p>学力を上げることは大変重要な課題だが、そのことを数値目標に表すことによって、他のことにしわ寄せがいくのではないかとと思われる。そのため現場での話し合いで決められた中身にするのが大前提だと思われる。</p>	<p>放課後等を利用した補充学習では、一人ひとりのつまずきを把握し、個に応じたきめ細かな指導を行うことが重要であると考えます。</p> <p>「週に1回以上行う学校30%以上」は、学校や地域の理解を得ながら、平成26年度に18%と段階的に目標を上げていきます。</p> <p>安全面では、スクールガード等に理解と協力を求めています。</p>
	83	3	—	<p>「放課後を利用した補充的学習を週一回以上の実施を30%にする。」についても、新たな負担を教員に押し付けるものであり、また安全対策のために集団下校を行っている現状からも実施することが困難。</p>	

番号	頁	項目 No.	小項目 No.	意見・情報等(概要)	意見に対する考え方
70	83	8	—	スポーツ健康課が掲げる10分間運動について、毎日県内全学校における実施目標を掲げることは、現在の学校現場の状況認識に欠ける。業間の休みを毎日子どもたちから奪うことは、子どもの権利条約第31条(休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加)の権利を奪うもの。さらに、朝と言う文言があり、これは授業前時間に実施が想定されるが、教職員の勤務時間を超えて勤務を命じることになる。このような内容を県の施策として、100%実施を目指すということは、スポーツ健康課の法令順守意識が疑われるものであり、教育的価値があるかどうかという観点からだけではなく、教職員の働くルールを守るという観点から考えても到底賛成できるものではない。強く反対する。	10分間運動については、各小学校の体力向上委員会、子どもたちを運動(遊び)好きにし、自主的に運動することにより、より良い運動習慣が身につくよう取り組んでもらうための一つの手段と考えております。内容についても、各学校の実情にあったものを勤務時間内に、年齢に適した運動(遊び)として実施していただければと考えております。
	83	8	—	小学校の10分間運動の実施校を全校に拡げることについて。朝の運動の実施は教職員の勤務時間をさらに拡大する恐れもあり、教職員の勤務時間を考えたものになっていない。	
71	83	9	—	スポーツ健康課の授業公開の取り組みについて、体育の授業研究に何人以上参加せよというのは結局強制にしかならず、本当の意味で指導力向上にはならないと考える。体力向上指導者研修もそうだが、各校何名以上と指定して人を集めるというやり方は、非常に強引なやり方だと思う。子どもたちの10分運動の強制も含めて、こうした強引なやり方を続ける限り、教師も子どもたちもやらされるスポーツにしかならず、もっと意欲をもって取り組めるやり方にしてほしい。	子どもたちが、運動に対して意欲的な態度で取り組めるよう、学校においては、授業の改善がなされることが大切であると考えます。そのために、体育を専門としていない教員に体育の授業イメージをもってもらったり、多彩な運動例を示し、子どもたちが運動の心地よさや楽しさに触れられるようにしたいと考え、授業公開や研修会を計画しているところであり、現行のとおりとします。
	83	9	—	また、体力向上授業実践交流に参加する教員数、運動部活指導者研修会受講者数の数値目標も同様に、教職員の多忙化を進めることになる。	
72	84	14	—	特別支援学校高等部卒業生の進路について。経済的自立や社会参加のために企業就労をすることを否定はしないが、ブラック企業に代表される昨今の労働環境問題を考えると、劣悪な条件で働かされる危険がある。単純に就労率を上げるという目標設定には疑問がある。現在でも企業就労者の離職率は高く、社会福祉分野と連携して、障害者の雇用環境の改善を求めると並行して進められるべきである。	特別支援学校の個々の児童生徒の障害の状態に応じた職業的自立と社会参加が進められるよう、専門的な技能を習得し、実践力を高めるキャリア教育や職業教育の充実を図るとともに、教育・福祉・労働の関係機関が連携し、一人ひとりの状態や希望に応じた進路指導、就労支援を行うことで、学校から働く場への円滑な接続と就労機会の拡大を図ることが重要であり、現行のとおりとします。

番号	頁	項目 No.	小項 目No.	意見・情報等(概要)	意見に対する考え方
73	84	19	—	「解消しているいじめ件数の率」を数値目標にしているのは最悪だ。100%がいいに決まっているが、100%という数値目標を掲げて、教員に達成させようとするだけでゆがみが生じないか。解消したとなかなか断定できない場合や、もう少し時間をかけたい場合など、さまざま。揺れ動く子どもたちの心にかかわる問題なのに、そこに数値を引き上げようとする取組を被せる、というのはいかがなものか。	いじめ問題は、重大な人権侵害で、いじめられた子どもの心を深く傷つけるものであるため、関わった事案はいじめられた子どもの立場に立ってしっかりと対応する事が何よりも重要です。このことから100%解消することを目標としました。また、一旦解決したと思えたものも継続的に関わり、しっかりと見届けを行っていきたいと考えております。
(その他の御意見や情報)					
74	—	—	—	国体・全国高校文化祭をはじめ全国規模の行事が実施されますが、市町のスポーツ・文化施設への施設整備支援は盛り込まれないのか。	市町の施設整備については、各市町が実施することが基本と考えております。なお、国体については、できるだけ早く支援スキームを示していく必要があると認識しております。
75	—	—	—	子どもたちの教育に日々関わってきて思うことは、「ねえ、先生！ぼく(私)のこと見てよ！」という思いを持っている子どもたちが多くいること。子どもたちが本当に求めているものは、その気持ちをしっかりと受け止める大人の存在。目先の学力向上のための補習や体力向上のための体育主任以外に体育の授業研究を進める教師を指名することではない。 本来家庭や地域が担うことを学校が請け負う部分が年々多くなっている。学齢期の子どもにとって学校が家庭に取って代わる部分を担うのは子どもたちの実態から避けて通れないことになっている。子どもたちの思いをしっかりと受け止めるために教師の数を増やすこと、少人数学級にして一人ひとりの子どもたちに目を配ることが重要。そして、教師が本来全力投球したい日々の教材研究の時間を確保すること、それが根本的に子どもの学力向上を図るための施策である。 教師は、どの子にも力をつけたいと思って日々奮闘している。夜も昼もなく、夢に出てくることもある。そのような思いで子どもたちに接しているということをご理解いただきたい。数値目標を定め、その達成をめざすことが子どもたちの実態からみても馴染まないことは縷々説明せずともわかっていただけは不足である。小手先の数値だけの学力向上ではなく、子どもたちの願いを受け止め豊かな心を育てるために大幅に教職員を増やしてほしいと思う。それこそ、遠回りに見えて一番近い学力向上につながる。	一人ひとりの子どもたちに目を配ることについては、少人数学級編制や少人数指導等を行うために必要な教員の配置を検討すること、また、教職員定数の改善について、引き続き国への政策提案を実施することなどをp.53第4章柱2-1(1)7項目目等において盛り込んでおり、重要であると考えております。 また、体育を専門としていない教員が、体育授業の実践交流をすることによって、授業の改善や充実を図り、子どもたちが運動の心地よさや楽しさに触れられるものと考えております。 本計画に関わる施策については、PDCAサイクルの考えに基づき実施に当たるものとしており、成果指標・事業目標等を設け、その達成状況、施策の効果や課題等について点検・評価を行うことで、実効性ある計画推進となるものと考えております。 また、目標を掲げることで、学校、家庭、地域などがそれぞれの役割を認識し、相互に連携しながら計画を推進することができるものと考えており、現行のとおりとします。